

芸術監督からの意見

- (1) 中間報告書に対する芸術監督からの意見

- (2) 『『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書』に対する意見書

※本資料は、中間報告書及び調査報告書に対し、津田芸術監督が示した見解である。

中間報告書に対する芸術監督からの意見

※本参考資料は、「中間報告」(2019年9月25日 第3回検証委員会にて公表)に対する津田芸術監督の見解を示したものである。

1. [本編 p 8 表 1-4 不自由展実行委員会との開催合意]「3月27日 午後3時、企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表する。」について

1-4 不自由展実行委員会との開催合意

年月日	主な出来事
2019年1月11日	・永田氏から芸術監督へ、岡本有佳氏を紹介するとの連絡が入る。
2月4日	・芸術監督と岡本氏で初めて打合せを行う。
3月4日	・芸術監督が不自由展実行委員会(岡本氏)と打ち合わせを行い、名称が「表現の不自由展」から「表現の不自由展・その後」となる。
3月18日	・芸術監督が不自由展実行委員会の5名と初めて打合せを行う。 (その後、数回ミーティング)
3月27日	・午後3時、企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表する。

3月27日の企画発表会において、「表現の不自由展・その後」については、2015年の「表現の不自由展」をベースに新規の事例を追加する旨を発表している。記者発表時の企画のプレスリリースでは下記の説明文で内容を説明されている。

「表現の不自由展」は、日本における「言論と表現の自由」が脅かされているのではないかと強い危機意識から、組織的検閲や忖度によって表現の機会を奪われてしまった作品を集め、2015年に開催された展覧会。「慰安婦」問題、天皇と戦争、植民地支配、憲法9条、政権批判など、近年公共の文化施設で「タブー」とされがちなテーマの作品が、当時いかにして「排除」されたのか、実際に展示不許可になった理由とともに展示した。今回は、「表現の不自由展」で扱った作品の「その後」に加え、2015年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、同様に不許可になった理由とともに展示する。

2015年の不自由展は広く報道され、展示内容も知られていた。2015年をベースにするということを表明しており、慰安婦問題や天皇をテーマにした作品が出品されることも説明文では隠されていない。3/27の記者発表時にどのような作品が出品されるのかは類推可能であり、この時点でメディアから問い合わせがあれば、答える用意もあった。中間報告では全体的に「芸術監督が秘密裏に進めた」というトーンの結論になっているが、本当に秘密裏に進めたかったのであればこの3月27日の時点で、このような説明文で発表しない。

2. [本編 p 13 表 2-3 展示会場と展示方法の決定]「5月16日 白川昌生氏の作品が想定以上に大きく展示空間が足りなくなる事、8階C室だと順路

として全ての鑑賞者が通らざるを得なくなることから、会場をD室へ移動し、見たい人だけが見られる場所へ変更する。」について

2-3 展示会場と展示方法の決定

年月日	主な出来事
2019年3月4日	・この時点での展示場所の展示図面を共有する（この時点では、8階C室の予定）。
5月8日	・不自由展実行委員会の5名が愛知芸術文化センターを来館し、会場を実見する。
5月16日	・白川昌生氏の作品が想定以上に大きく展示空間が足りなくなること、8階C室だと順路として全ての鑑賞者が通らざるを得なくなることから、会場をD室へ移動し、見たい人だけが見られる場所へ変更する。
6月4日	・不自由展実行委員会、芸術監督、アシスタントキュレーターの打合せにおいて、展示プラン、作品リスト、予算案が決定する。

内容的に論議を呼ぶ可能性がある展示であることはキュレーター会議でも議論になったため、順路の中に強制的に組み込むのではなく、見たい人だけが見られる展示構成（ゾーニングする）ことが適当であると会議で結論がくだされた。ゾーニングを施したこと自体は、愛知県美術館全体を考えたキュレーション行為の一端である。

3. [本編 p13 表 2-4 展示案内や作品解説の決定] 「6月半ば～ 不自由展実行委員会とアシスタントキュレーターでキャプションパネルテキストの執筆及びその翻訳について調整を行う。なお、この際、大浦氏の新作映像作品の情報はなかった。以降、不自由展実行委員会の委員は解説テキストの執筆を行い、アシスタントキュレーターが翻訳のための事務手続き及びパネルにするための造作の手続きを行う。」について

2-4 展示案内や作品解説の決定

年月日	主な出来事
2019年6月6日	・アシスタントキュレーターが、展示会場に貼るパネル原稿等を入力するためのシートを作成する。
6月半ば～	・不自由展実行委員会とアシスタントキュレーターでキャプションパネルテキストの執筆及びその翻訳について調整を行う。なお、この際、大浦氏の新作映像作品の情報はなかった。 ・以降、不自由展実行委員会の委員は解説テキストの執筆を行い、アシスタントキュレーターが翻訳のための事務手続き及びパネルにするための造作の手続きを行う。
7月2日	・アシスタントキュレーターが、トリエンナーレ本体とは別に、不自由展自体に必要なディスプレイ（①日本語挨拶パネル ②英語挨拶パネル ③キャプションパネル ④年表の印刷 ⑤壁付けカウンターテーブル）の制作、設置を業者に発注する。
7月下旬	・芸術監督補佐とアシスタントキュレーターが展示パネルの校正作業を行う。

大浦さんの新作映像についても本来は詳細なキャプションが必要となるところ、新作を出すかどうかのやり取りで、大浦さんと実行委小倉さんの間に感情的なもつれがあったため、小倉さんが主体的に解説文を書くのではなく、極力大浦さんのインタビューなどの引用の形式を取る説明文になった（大浦さんをこれ以上怒らせたくないということが理由だった）。このため説明が弱くなった側面は否めない。

4. [本編 p15 表 2-7 警備・電話対応]「5月30日 不自由展実行委員会、不自由展実行委員会の警備協力者、芸術監督、事務局で警備に関する打ち合わせを行う。」について

2-7 警備・電話対応

年 月 日	主な出来事
2019年5月8日	・不自由展実行委員会、芸術監督、事務局で顔合わせを行い、事務局から懸念事項を伝え、不自由展実行委員会からは2015年の不自由展開催時の警備に関する話を聞く。
5月13日	・不自由展実行委員会の岡本有佳氏から、改めて事務局のトリエンナーレ推進室長も交え警備対策について打ち合わせしたいと提案を受ける。
5月22日	・事務局が管轄警察署へ相談に行き、打ち合わせの結果を芸術監督と共有する。
5月25日頃	・警察のアドバイスを受け、展示会場に警備員を配置する具体的検討を開始する。
5月30日	・不自由展実行委員会、不自由展実行委員会の警備協力者、芸術監督、事務局で警備に関する打ち合わせを行う。
7月10日	・事務局の電話へ音声案内装置（録音機能付）を導入する。
7月15日	・事務局と所轄警察署で打ち合わせを行う。
7月17日	・事務局長から所轄警察署長に会期中の警備への協力を依頼する。
7月18日	・芸文センター内の関係機関に対応マニュアル案を提示しながら、対応を説明する。
7月25日	・苦情専門電話を1台加える。 ・対応マニュアルが完成し、芸文センター内の各機関に配布する。 ・芸術監督とトリエンナーレ推進室長が街宣車対策について弁護士と相談する。
7月26日	・朝のミーティングで事務局内に対応マニュアルを周知する。
7月29日	・警察からの助言に基づき、芸文センター各入口へ管理権を明示した立て看板を設置する。

不自由展実行委とは6月29日（土）の夜に、東京六本木のイベント会場で内容についての記者発表会（イベント）を予定し、進めていた。このミーティング後、警察や弁護士と話し合いを進めていたトリエンナーレ推進室主幹経由で6月中旬に「6月29日に事前に内容を発表するのは警備の都合上やめた方がいい」との話が共有され、不自由展実行委とのミーティングでその話が共有され、双方合意の下6月29日（土）の記者発表がキャンセルになる。「事前の準備が足りなかった」「説明不足だった」というキュレーションの問題に関わる重要な部分なので、中間報告にこの経緯が入っていないことは納得できない。こちらにはまったく「隠して進める」意図はなく、警察あるいは事務局の意向を受けた「セキュリティ対策」として6/29の記者発表はキャンセルされたものであり、そのことをもって「キュレーションの問題」あるいは「芸術監督の独断専行」と結論付けられるのは承服しかねる。

5. [本編 p16 表 3-2 電話、メール、FAXへの対応]「8月2日 警察へ通報する。」について

3-2 電話、メール、FAXへの対応

①あいちトリエンナーレ事務局

年月日	主な出来事
2019年7月31日	・事務局への抗議電話が始まる。午後には事務局の電話回線がパンク状態になる。
8月1日	・事務局へ抗議電話が殺到、他業務が行えない状態となる。併せてメール・FAXが殺到
8月2日	・朝、県美術館にガソリントロを予告する脅迫FAXが届く。 ・警察へ通報する。
8月6日	・脅迫FAXに対する被害届を所轄警察署へ提出する。

通報に伴いやってきた警察官が FAX のヘッダを見て電話番号が 5 桁しか記載されてなかったことを受け、「電話番号が普通と違うからわかんないねー」と学芸員に伝え、被害届を出させてもらえなかったことが聞き取りによってわかっている。愛知県警も愛知県内の組織である以上、本件についての警察の不作為や捜査の不備についても検証されるべきである。

6. [本編 p16 表 3-2 電話、メール、FAXへの対応①あいちトリエンナーレ事務局]「8月6日 脅迫FAXに対する被害届を所轄警察署へ提出する。」について

3-2 電話、メール、FAXへの対応

①あいちトリエンナーレ事務局

年月日	主な出来事
2019年7月31日	・事務局への抗議電話が始まる。午後には事務局の電話回線がパンク状態になる。
8月1日	・事務局へ抗議電話が殺到、他業務が行えない状態となる。併せてメール・FAXが殺到
8月2日	・朝、県美術館にガソリントロを予告する脅迫FAXが届く。 ・警察へ通報する。
8月6日	・脅迫FAXに対する被害届を所轄警察署へ提出する。

8月4日以降、弊社のスタッフがヘッダを分析し、一宮市内のコンビニエンスストアから発信されたものであるという事実を突き止め、それを事務局経由で5日に警察に伝えた結果、翌6日に警察から「被害届を提出してくれ」という依頼があり、提出されたという流れ。こちらから店舗を特定するまで警察は動かなかつた。

7. [本編 p17 表 3-2 電話、メール、FAXへの対応②県庁]「8月5日 事務局以外の119所属部署に脅迫メールが届く。(以降断続的に) / 県庁の複数の所属部署に、県有施設や県内の小中学校、高校、幼稚園にガソリンを散布し着火する旨の脅迫メールが届き、警察へ通報する。」について

②県庁

年 月 日	主 な 出 来 事
8月1日	・県庁（本庁・地方機関）にも抗議電話が殺到する。本庁各課にもメール・FAXが寄せられる。
8月5日	・事務局以外の119所属部署に脅迫メールが届く。 （以降断続的に） ・県庁の複数の所属部署に、県有施設や県内の小中学校、高校、幼稚園にガソリンを散布し着火する旨の脅迫メールが届き、警察へ通報する。

本件についても通報しても警察は被害届を受け取らず、弊社のスタッフにて検証作業を行った。宗教団体のメールフォームを悪用した脅迫メール送信であったため、宗教団体に連絡し、IPアドレス情報を提供してもらい、それを事務局経由で警察にあげ、被害届を受け取ってもらえたのは9日後となる8月14日である。

8. [本編 p 27 検証ポイント2 わかったこと] 「(1)事務局・事務局では、展示室の常駐警備員を2名増員し、警備を強化した。・事務局は、電話での抗議を予め想定し、7月10日に「音声案内装置」を導入し、苦情と通常の電話に振り分けができるよう準備した。また、録音機能も取り付けた。・7月25日から、苦情専用電話1台を増設した。電話機は25台体制であった。・しかし、8月1日の開幕日から、想定を超える大量の苦情電話が殺到し、設置している電話が全て塞がる状態が続いた。」について

検証ポイント	わかったこと	備 考
2 事務局や県庁は、十分な警備や準備の体制を整備していたのか。	<p>(1)事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局では、展示室の常駐警備員を2名増員し、警備を強化した。 ・事務局は、電話での抗議を予め想定し、7月10日に「音声案内装置」を導入し、苦情と通常の電話に振り分けができるよう準備した。また、録音機能も取り付けた。 ・7月25日から、苦情専用電話1台を増設した。電話機は25台体制であった。 ・しかし、8月1日の開幕日から、想定を超える大量の苦情電話が殺到し、設置している電話が全て塞がる状態が続いた。 <p>(2)県庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁本庁舎においては、8月2日の午後から、苦情電話を専用で受け付ける「コールセンター」を設置し、8台の専用電話で対応する体制を整えた。 	

電話対応について、電話を受けたときにまず氏名、住所、電話番号を聞く、1本の電話が一定時間を超えた場合に電話を切る、粗暴な口調になった場合に一旦警告した上でなおも是正しなかった場合電話を切る、同じ人から何度も電話がかかってきた場合、一旦警告した上で、なおかけてきた場合切る、

等の指示を徹底できなかったかという点は検証のポイントになり得ると考
える。

9. [本編 p 30 検証ポイント6 わかったこと 3段落目]「公立施設が想定する
使用目的から逸脱している。」について

II 企画について		
検証ポイント	わかったこと	備 考
6 「過去に展示中止となっ たものを集め、あえて公立 美術館で展示することに意 義がある」という考え方は トリエンナーレの目的に照 らして妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・トリエンナーレは、広く県民が楽しめる企画の祭典だが、海外の国際芸術祭では、社会問題や政治に近接するテーマも数多い。 ・不自由展は「情の時代」というテーマに沿ったものであり、またその規模が限定的であることにも照らし、その企画自体が不適切であったとはいえない。(ちなみに、国際現代美術展に占める割合は、事業費で0.57%、展示面積で0.83%)。 ・政治的テーマだから「県立や市立の施設を会場とした」という芸術監督と不自由展実行委員会のこだわりは、公立施設が想定する使用目的から逸脱している。トリエンナーレの性格に照らせば疑義がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督と不自由展実行委員会は、企画当初から「公立」の美術館での開催に重きを置いていた。この考え方は、ジャーナリストの関心としては理解できるが、トリエンナーレの主旨及び芸術監督に期待される役割に照らし、県民からたちどころに十分な理解を得られるとは思えない。 ・芸術監督は、少なくとも企画素案の当初からあえて公立施設を使いたいという動機を、予め美術館長や会長 and/or 知事に明かし、その意義とリスクの大きさを比較衡量する機会を設けるべきであった。(いわゆるプロとしてのintegrity=高潔さにかかわる問題だと考えるが、本レポートではここまでにとどめる。)

「逸脱している」と結論付ける十分な理由が示されていない。ドクメンタや光州ビエンナーレ、釜山ビエンナーレなど、公立施設を利用した国際芸術祭において政治的テーマ、議論を呼ぶ作品が出品展示されることは日常茶飯事となっている。あいちトリエンナーレの参加作品にフォーカスしても、豊田会場（喜楽亭）のホー・ツーニェン、名古屋市美術館の藤井光、愛知県美術館のチェン・グァンミンやパク・チャンキョン、イム・ミヌクなど、歴史認識を揺さぶる政治的な作品が公立施設に出展し、好評を得た。不自由展作品の展示が「公立施設が想定する使用目的から逸脱している」とするなら、それらの作品出展も「公立施設が想定する使用目的から逸脱している」と判断されなければ整合性がとれない。

10. [本編 p 30 検証ポイント6 わかったこと 2段落目]「芸術監督は、少なくとも企画素案の当初からあえて公立施設を使いたいという動機を、予め美術館長や会長 and/or 知事に明かし、その意義とリスクの大きさを比較衡量する機会を設けるべきであった。」について

Ⅱ 企画について

別冊資料1 P8, 別冊資料4 P10-13参照

検証ポイント	わかったこと	備考
6 「過去に展示中止となったものを集め、あえて公立美術館で展示することに意義がある」という考え方はトリエンナーレの目的に照らして妥当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・トリエンナーレは、広く県民が楽しめる企画の祭典だが、海外の国際芸術祭では、社会問題や政治に近接するテーマも数多い。 ・不自由展は「情の時代」というテーマに沿ったものであり、またその規模が限定的であることにも照らし、その企画自体が不適切であったとはいえない。(ちなみに、国際現代美術展に占める割合は、事業費で0.57%、展示面積で0.83%)。 ・政治的テーマだから「県立や市立の施設を会場とした」という芸術監督と不自由実行委員会のこだわりは、公立施設が想定する使用目的から逸脱している。トリエンナーレの性格に照らせば疑義がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督と不自由実行委員会は、企画当初から「公立」の美術館での開催に重きを置いていた。この考え方は、ジャーナリストの関心としては理解できるが、トリエンナーレの主旨及び芸術監督に期待される役割に照らし、県民からたちどころに十分な理解を得られるとは思えない。 ・芸術監督は、少なくとも企画素案の当初からあえて公立施設を使いたいという動機を、予め美術館長や会長 and/or 知事に明かし、その意義とリスクの大きさを比較衡量する機会を設けるべきであった。(いわゆるプロとしてのintegrity=高潔さにかかわる問題だと考えるが、本レポートではここまでにとどめる。)

そもそも主たる展示を公立の施設で行うことが前提のトリエンナーレにおいて、「敢えて公立施設を使いたい」という動機を殊更に伝えるべき理由が不明である。そもそも、3月27日発表のプレスリリース冊子、ウェブサイトにもその旨明記されている。また、公立の施設を使うか否かで、リスクの大きさが変わるとも思われない。

11. [本編 p 33 検証ポイント9 わかったこと 2段落目]「これは、愛知芸術文化センターの活用が当初の目的にあったためといわれるが、今回は、県美術館が単に場所を貸しただけで、いわれなき検閲の舞台としていわゆる stigma(スティグマ、汚名)を負うことになった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
9 あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭の開催形式は、地域によって様ではない。公立美術館が中心となる場合もあるが、愛知の場合は実行委員会が主体となり、実質は県庁が主催する形式をとってきた。 ・これは、愛知芸術文化センターの活用が当初の目的にあったためといわれるが、今回は、県美術館が単に場所を貸しただけで、いわれなき検閲の舞台としていわゆる stigma(スティグマ、汚名)を負うことになった。 ・また、県美術館の館長やキュレーターの参画も限定的だった。 ・今後は、館長及びキュレーターに、もっと積極的な位置づけを与える方式も考えるべき。 	

「stigmaを負うことになった」という事実を否定するものではないが、再開したことを肯定的に評価する識者の声もある。

<https://hochi.news/articles/20191013-OHT1T50032.html>

<https://www.topics.or.jp/articles/-/267685>

<https://news.yahoo.co.jp/byline/shinodahiroyuki/20191010-00146092/>

<https://note.mu/yuheisuzuki/n/nb9651806d785>

<https://twitter.com/eigakawaraban/status/1179400299380985858>

<https://twitter.com/amneris84/status/1181224375258796034>

また、stigma を負わせた主体は誰なのか明記すべきである。

12. [本編 p 33 検証ポイント 9 わかったこと 3 段落目]「また、県美術館の館長やキュレーターの参画も限定的だった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
9 あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。	<ul style="list-style-type: none">・芸術祭の開催形式は、地域によって様ではない。公立美術館が中心となる場合もあるが、愛知の場合は実行委員会が主体となり、実質は県庁が主催する形式をとってきた。・これは、愛知芸術文化センターの活用が当初の目的にあったためといわれるが、今回は、県美術館が単に場所を貸しただけで、いわれなき検閲の舞台としていわゆる stigma(スティグマ、汚名)を負うことになった。・また、県美術館の館長やキュレーターの参画も限定的だった。・今後は、館長及びキュレーターに、もっと積極的な位置づけを与える方式も考えるべき。	

外部団体が主催する芸術祭等に会場を貸す美術館の館長や学芸員が当該芸術祭の展示内容等への参画が限定的なのは従来 3 回、通常通りの運用ではないか。

13. [本編 p 33 検証ポイント 9 わかったこと 4 段落目]「今後は、館長及びキュレーターに、もっと積極的な位置づけを与える方式も考えるべき。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
9 あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。	<ul style="list-style-type: none">・芸術祭の開催形式は、地域によって様ではない。公立美術館が中心となる場合もあるが、愛知の場合は実行委員会が主体となり、実質は県庁が主催する形式をとってきた。・これは、愛知芸術文化センターの活用が当初の目的にあったためといわれるが、今回は、県美術館が単に場所を貸しただけで、いわれなき検閲の舞台としていわゆる stigma(スティグマ、汚名)を負うことになった。・また、県美術館の館長やキュレーターの参画も限定的だった。・今後は、館長及びキュレーターに、もっと積極的な位置づけを与える方式も考えるべき。	

この部分は、「わかったこと」ではなく、報告者の意見として「備考」欄に記載すべき事柄であると考え。

14. [本編 p 35 検証ポイント 12 備考]「各地の公立美術館で禁止とされたものという明確な基準に限定した作品選定をすべきであった。また、今回は展示

されなかったがこの基準に合致する全国の作品のリストをパネル展示等で示しておけば、政治的偏向といった批判は受けなかったのではないか。」について

Ⅲ 展示作品について

別冊資料1 P12-13, 別冊資料2 P8参照

検証ポイント	わかったこと	備考
12 不自由展の展示全体が政治関係、あるいは、特定の思想、傾向に偏っていたのではないか。反対の考え方に立った作品をあわせて展示すればよかったのではないか。あるいは批判する側の視点をあわせて展示すべきだったのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全作品23作品のうち、天皇制や戦前の日本に関するものが3割、日韓関係に関するものが約2割を占めるなど、作品の内容は政治性を帯びているものは多い。 ・しかし、現実の日本の政治や政党を直接的に批判、或いは、礼讃するものはない。また、政治性のない作品（横尾忠則氏の《ラッピング電車の第五号案（ターザン）など》（電車の作品）も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の公立美術館で禁止とされたものという明確な基準に限定した作品選定をすべきであった。また、今回は展示されなかったがこの基準に合致する全国の作品のリストをパネル展示等で示しておけば、政治的偏向といった批判は受けなかったのではないか。

反対者のほとんどは、不自由展において、平和の少女像、大浦氏の映像作品、円墳の3点にしか注目しておらず、他にどのような作品を展示しようとも、「政治的偏向」という批判はなされた可能性は高い。不自由展の再開後、東日本大震災直後の東北を訪れ、現地の若者たちの不安な叫びを作品にし、世界中で高い評価を受けた Chim↑Pom の不自由展出品作品「気合い 100 連発」が、ネット上で「東北を冒涇するもの」と作品の意図と真逆の文脈で批判に晒されたことは、不自由展を攻撃することが目的化していたことを端的に示す事実であろう。

作品選定が限定されていれば批判が相対的に少なくなった可能性はあるが、「批判は受けなかった」という仮定は、現実起きた現象と照らし合わせると根拠が薄い。そのことは元慰安婦の老女を撮影した安世鴻氏の写真作品（ニコン写真展裁判の当該作品）がまったく問題とされなかったことから裏付けられる。

15. [本編 p41 検証ポイント 18 わかったこと 3～5 段落目] 「パネルが5枚もあり、注意書きがL字型のパネル2枚のそれぞれに分散しており、わかりにくかった。また、パネルの文字はあまり大きくなかった。また、「ご覧になる際は、作家がなぜそのような表現をするに至ったのか、その作品はなぜ展示を取りやめるに至ったかを考えながら鑑賞ください」等、展示の趣旨が一定、説明されているものの、来場者が必ず立ち止まって、それをじっくり読むとは考えにくい状況にあった。結果的に来場者の中には、展示の趣旨について十分に理解しないまま、いきなり入って作品を見て驚き、そして批判された方々が一定数いた。（来場者アンケートより）」について

検証ポイント	わかったこと	備考
18 展示室の入り口の表示や仕切りのあり方については、見たくない人への配慮やびっくりされないような工夫が足りなかったのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展の展示は、通路ではなく美術館の奥まった場所（A23室）に配置されていた。 ・また、入口には、トリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会の両者が計5枚のパネルを置き、展示会の趣旨や注意書きを説明していた。 ・パネルが5枚もあり、注意書きがL字型のパネル2枚のそれぞれに分散しており、わかりにくかった。 ・また、パネルの文字はあまり大きくなかった。また、「ご覧になる際は、作家がなぜそのような表現をするに至ったのか、その作品はなぜ展示を取りやめるに至ったかを考えながら鑑賞ください」等、展示の趣旨が一定、説明されているものの、来場者が必ず立ち止まって、それをじっくり読むとは考えにくい状況にあった。 ・結果的に来場者の中には、展示の趣旨について十分に理解しないまま、いきなり入って作品を見て驚き、そして批判された方々が一定数いた。（来場者アンケートより） 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由についてのパネル討論やセミナー、ディスカッション等の企画、イベントの併催も不可欠。なお、ガイドツアーによる鑑賞を前提とする等の工夫は若干予定されていたが、それを大前提とし予算と人員を配置することはされなかった。

不自由展実行委のあいさつパネルと SNS 投稿禁止パネルを同じ大きさにするよう指示したのは大村知事。必然的に SNS 投稿禁止とあいさつパネルだけが大きく目立ち、ほかの小さなパネルが目立たなくなってしまった。ゾーニングが不十分であったという指摘なのだと理解するが、一般的な美術館で行われるゾーニングとほぼ同じ水準で実施されたと理解している。

また、前述のとおり、不自由展実行委とは6月29日（土）の夜に、東京六本木で内容についての記者発表会（イベント）を予定し、進めていた。このミーティング後、警察や弁護士と話し合いを進めていたトリエンナーレ推進室主幹経由で6月中旬に「6月29日に事前に内容を発表するのは警備の都合上やめた方がいい」との話が共有され、不自由展実行委とのミーティングでその話が共有され、双方合意の下6月29日（土）の記者発表がキャンセルになったことで事前準備が十全にできなくなった。パネル討論などは5回程度コストのかからないやり方で予定されていたが、電凸と脅迫によりそれができなくなってしまった。いずれにせよ、展示室の入口表示の工夫で今回のソフトテロが防げたとする見解には同意しがたい。

16. [本編 p 41 検証ポイント 18 備考]「表現の自由についてのパネル討論やセミナー、ディスカッション等の企画、イベントの併催も不可欠。なお、ガイドツアーによる鑑賞を前提とする等の工夫は若干予定されていたが、それを大前提とし予算と人員を配置することはされなかった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
18 展示室の入り口の表示や仕切りのあり方については、見たくない人への配慮やびっくりされないような工夫が足りなかったのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展の展示は、通路ではなく美術館の奥まった場所(A23室)に配置されていた。 ・また、入口には、トリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会の両者が計5枚のパネルを置き、展示の趣旨や注意書きを説明していた。 ・パネルが5枚もあり、注意書きがL字型のパネル2枚のそれぞれに分散しており、わかりにくかった。 ・また、パネルの文字はあまり大きくなかった。また、「ご覧になる際は、作家がなぜそのような表現をするに至ったのか、その作品はなぜ展示を取りやめるに至ったかを考えながら鑑賞ください」等、展示の趣旨が一定、説明されているものの、来場者が必ず立ち止まって、それをじっくり読むとは考えにくい状況にあった。 ・結果的に来場者の中には、展示の趣旨について十分に理解しないまま、いきなり入って作品を見て驚き、そして批判された方々が一定数いた。(来場者アンケートより) 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由についてのパネル討論やセミナー、ディスカッション等の企画、イベントの併催も不可欠。なお、ガイドツアーによる鑑賞を前提とする等の工夫は若干予定されていたが、それを大前提とし予算と人員を配置することはされなかった。

今回、電凸をしたり、脅迫行為を行ったりした人々は、そもそも「不自由展」を見に来ておらず、また、表現の自由に関するパネル討論をしたところでそれを見に来るとは考えがたく、また、万が一見に来たからと言って、表現の自由を尊重する方向で考えが変わったとは考えがたい。

また、再開後の「抽選&ガイドツアー」方式を最初から採用できていたとは思えない。

17. [本編 p 42 検証ポイント 19 備考 1 段落目]「芸術監督はインターネットや SNS に精通しており、作品の映像が SNS によって流布された場合に起こる混乱を、十分に予見し得たのではないか。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
19 開催後に作品の断片的な映像がSNSで流され、来場者以外の一般の人々が目にする事で混乱が広がった。これは、予見できたのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦氏の新作映像は20分の全体を鑑賞しない限り作家の意図を理解できない作品である。ところが、映像は、会場入り口の通路の壁に設置された小さなモニターで映されたため、立ち止まって鑑賞すると列を生んだ。そのためむなく、映像の一部のみを見て立ち去る人が数多く現れた。結果的に多くの人が、作品の意図を十分に理解できず、また、作品の一部だけを見て批判する人が現れた。さらに、一部の画像のみを写真で切り取って、それをSNS上に流す人が出て混乱につながった。 ・芸術監督は、リスクを予め想定した会長の指摘によって、写真撮影の禁止を不自由展実行委員会と協議したが拒否された。(2019年6月20日、7月11日) ・これを受けて、会場には作品や資料の画像・動画をSNSに投稿することを禁止する表示を出した。 ・しかし、結果的に出品作家全員に徹底されなかった。例えば、Chim↑Pomは、芸術監督に掛け合ったうえで、「作家発ならよい」という承認を得た。そこでChim↑Pomは、7月30日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。得たそれを見て安世鴻、キム・ソギョン/キム・ウンソン夫妻も7月31日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督はインターネットやSNSに精通しており、作品の映像がSNSによって流布された場合に起こる混乱を、十分に予見し得たのではないか。 ・少女像についてはなされたが、大浦氏の新作映像もたらすリスクの存在や禁止を含む対策は事務局や会長に対し、前広に相談されなかった。

Chim↑Pom に「作家発ならよい」と承認を与えた段階では、Chim↑Pom 自

自身が自分の作品について SNS で配信することまでしか想定し得ないのであり、Chim↑Pom がその作品のキャプションに「SNS 推奨」のマークを貼付したり、他の作家も自己の作品のキャプションに「SNS 推奨」のマークを貼付したりすることを予測することは不可能である。

18. [本編 p 42 検証ポイント 19 備考 2 段落目]「少女像についてはなされたが、大浦氏の新作映像がもたらすリスクの存在や禁止を含む対策は事務局や会長に対し、前広に相談されなかった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
19 開催後に作品の断片的な映像がSNSで流され、来場者以外の一般の人々が目にするので混乱が広がった。これは、予見できたのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦氏の新作映像は20分の全体を鑑賞しない限り作家の意図を理解できない作品である。ところが、映像は、会場入り口の通路の壁に設置された小さなモニターで映されたため、立ち止まって鑑賞すると列を生んだ。そのためやむなく、映像の一部のみを見て立ち去る人が数多く現れた。結果的に多くの人が、作品の意図を十分に理解できず、また、作品の一部だけを見て批判する人が現れた。さらに、一部の画像のみを写真で切り取って、それをSNS上に流す人が出て混乱につながった。 ・芸術監督は、リスクを予め想定した会長の指摘によって、写真撮影の禁止を不自由展実行委員会と協議したが拒否された。(2019年6月20日、7月11日) ・これを受けて、会場には作品や資料の画像・動画をSNSに投稿することを禁止する表示を出した。 ・しかし、結果的に出品作家全員に徹底されなかった。例えば、Chim↑Pomは、芸術監督に掛け合ったうえで、「作家発ならよい」という承認を得た。そこでChim↑Pomは、7月30日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。得たそれを見て安世鴻、キム・ソギョン/キム・ウンソン夫妻も7月31日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督はインターネットやSNSに精通しており、作品の映像がSNSによって流布された場合に起こる混乱を、十分に予見し得たのではないか。 ・少女像についてはなされたが、大浦氏の新作映像がもたらすリスクの存在や禁止を含む対策は事務局や会長に対し、前広に相談されなかった。

大浦氏の映像については、特別隠すつもりはなく、あくまで《遠近を抱えて》の理解を深める補助的な資料という位置付け。展示プランをアシスタントキュレーターがつくる際に内容も共有されている。

大浦氏の映像作品については、平和の少女像の展示自体を許せない人々から、更なるトリエンナーレへの攻撃材料として注目されることになったが、当初これが攻撃対象となることは想定できなかった。

19. [本編 p 43 検証ポイント 20 備考 2 段落目]「今回の場合、芸術監督は、表現の自由をテーマとする展覧会を自ら企画し、担当キュレーターを指名して、個々の作家と交渉する方法によって展覧会を成立させる方法もありえた。」について

IV 準備プロセスと役割分担について

検証ポイント	わかったこと	備考
20 各種パンフレットでは、不自由展実行委員会があたかも一出品作家のような位置づけになっているがなぜか。また、どういう実績、経歴を持った団体なのか。なぜこの団体に展示を委ねたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展実行委員会のメンバーは、2015年に東京練馬区の民間ギャラリー古藤で「表現の不自由展 消されたものたち」という展覧会を開いた実績をもつ団体である。（15日間で約2,700人が来場） ・今回の委員は、アライ=ヒロユキ氏、岩崎貞明氏、岡本有佳氏、小倉利丸氏、永田浩三氏の5名である。 ・不自由展実行委員会による展示は、表現の自由を巡る状況に思いを馳せ、議論のきっかけとすることを目的とするものとされる。 ・今回の出典は、2015年に行われた「表現の不自由展 消されたものたち」を評価した芸術監督が実行委員会の永田浩三氏に話を持ち掛けて協議が始まった。（2018年6月10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会内展覧会という発表形式はときおり見られる。 ・今回の場合、芸術監督は、表現の自由をテーマとする展覧会を自ら企画し、担当キュレーターを指名して、個々の作家と交渉する方法によって展覧会を成立させる方法もありえた。
(次頁へ)		

結果論に過ぎない。また、そのような場合であっても、一旦公立美術館で展示されたが後に撤去させられた作品には、大日本帝国の軍隊のあり方に批判的な作品が含まれる以上、そのような作品を公衆の目に触れさせまいとする人々による攻撃を回避できた保証はない。

また、今回政治・社会的なテーマの作品を出展希望したほかの参加作家に対しても芸術監督として、一様に機会やリサーチの紹介、資金繰りやノート PC やプロジェクターなど機材の貸与を行ってきた。その過程をキュレーター陣は皆把握している。そのように考えるキュレーターはいないと思われる。

20. [本編 p 44 検証ポイント 20 わかったこと 2 段落目]「結果的に 2015 年の表現の不自由展に出品されていない作品が過半を占めた。また、2015 年よりも規模も大がかりなものとなった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回出品された全23作品のうち、2015年の表現の不自由展に出品されたものは9作品のみだった。今回は、その後新たに公立美術館などで展示不許可となった等の13作品と新作1点を加えて出品された。 ・結果的に2015年の表現の不自由展に出品されていない作品が過半を占めた。また、2015年よりも規模も大がかりなものとなった。 ・展示作品の中には、公立美術館などで禁止されなかったものや新作が数点入っていた。 ・ヒアリングにおいて、不自由展実行委員会からは、「我々は「検閲」を狭く捉えるのではなく、広く捉えている。例えば、ある表現に対して、事前だけでなく、途中で反対や規制、干渉を受けたものを「検閲」として捉えている。その状況を示して問題を投げかけるのが今回の展示の趣旨と考えている」という旨の発言があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年の出品作品数は資料・映像作品等を含め13点だった。（同展パンフレットによる） ・不自由展実行委員会は自らの展示のスタイルに固執し、柔軟性に乏しかった。また、結果論ではあるが、こうした状況の中、同委員会に展示の全体を委ねる必要性がどこまであったかどうか疑問が残る。

そもそも 2015 年の「表現の不自由展」以降、パブリックセクターでの展

示撤去・中止・自粛が相次いでいる状況に対する問題提起としての企画であることは企画名から明らかであり、プレスリリース冊子、ウェブサイトにも明記している。2015年に出品されていないものが過半になっている理由は、2015年以降に展示できなかった作品がそれだけ多かったことを物語っている。

21. [本編 p 44 検証ポイント 20 備考 2 段落目]「不自由展実行委員会は自らの展示のスタイルに固執し、柔軟性に乏しかった。また、結果論ではあるが、こうした状況の中、同委員会に展示の全体を委ねる必要性がどこまであったかどうか疑問が残る。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回出品された全23作品のうち、2015年の表現の不自由展に出品されたものは9作品のみだった。今回は、その後新たに公立美術館などで展示不許可となった等の13作品と新作1点を加えて出品された。 ・結果的に2015年の表現の不自由展に出品されていない作品が過半を占めた。また、2015年よりも規模も大がかりなものとなった。 ・展示作品の中には、公立美術館などで禁止されなかったものや新作が数点入っていた。 ・ヒアリングにおいて、不自由展実行委員会からは、「我々は「検閲」を狭く捉えるのではなく、広く捉えている。例えば、ある表現に対して、事前だけでなく、途中で反対や規制、干渉を受けたものを「検閲」として捉えている。その状況を示して問題を投げかけるのが今回の展示の趣旨と考えている」という旨の発言があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年の出品作品数は資料・映像作品等を含め13点だった。(同展パンフレットによる) ・不自由展実行委員会は自らの展示のスタイルに固執し、柔軟性に乏しかった。また、結果論ではあるが、こうした状況の中、同委員会に展示の全体を委ねる必要性がどこまであったかどうか疑問が残る。

そもそも県民文化部長とトリエンナーレ推進室長から「一度発表した作家を取り下げることには前例がない」と止められたという事実がある。また、方針の違いにより不自由展実行委員会による不自由展の展示を当初より止めることにした場合、あいちトリエンナーレ実行委員会ないし芸術監督が検閲を行ったと喧伝された可能性が高い。その場合、海外作家を中心に、多くの作家が開幕当初から展示ボイコットを行った可能性がある。

22. [本編 p 45 検証ポイント 21 備考 2 段落目]「芸術監督は本来は担当キュレーターを指名し、作業をさせるべきであった。」について

検証ポイント	わかったこと	備 考
21 表現の不自由展の開催に向けては、芸術監督、キュレーター、事務局の間でどのように役割が分担されたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約は、トリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会との業務委託契約である。また、事務局、キュレーター、芸術監督の三者が不自由展実行委員会と協力し、四者が作品選定から撤去までの一連のプロセスを行うとされている。 ・しかし、現実には、芸術監督と不自由展実行委員会ではほとんどのことを協議して決め、キュレーターと事務局はほとんど参加しなかった。即ち、一連の準備は不自由展実行委員会の委員と芸術監督が直に行った。 ・ただし、警備については、芸術監督と共に事務局も不自由展実行委員会と協議をしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果として、企画、作品選定段階での専門キュレーターの参画はなかった。 ・芸術監督は本来は担当キュレーターを指名し、作業をさせるべきであった。

「表現の不自由展・その後」自体が、同実行委員会による一つの作品である以上、担当キュレーターを指名して当該キュレーターに主導させることは困難であったし、作家である不自由展実行委員会の尊厳を踏みにじるものであるという不自由展実行委の発言があった。

ただし、伊藤ガビン（展覧会内展覧会形式の作品を出品）がそうであったように、参加作家は「出品作家」に対し、展覧会内展覧会作品において、連絡や調整を密にすべきであると認識している。出品作家とのコミュニケーションに難があったのは、この点において不自由展実行委が責任を全うしていなかったことは聞き取りからも明らかになっている。

9月30日付けで不自由展実行委に届けられた大村知事から不自由展参加作家へのレターが不自由展参加作家に届けられたのは展示再開後、会期終了前日の10月13日だったことへの不満の声を不自由展参加作家から聞いている。

23. [本編 p 46 検証ポイント 22 備考 1 段落目]「芸術監督とキュレーターチームは、トリエンナーレ全体の展覧会のあり方をめぐって当初から意見のずれがあった。その後、芸術監督とハウ・ハンルウ氏（キュレーター）の意見対立を契機に、ハウ氏は、キュレーターを辞めコンサルタントへ転向した。（2018年9月30日）」について

検証ポイント	わかったこと	備考
22 展示全体のやり方や個々の作品の展示方法、キャプションの製作等にキュレーターチームはどのように関わったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督とキュレーターチームは、トリエンナーレ全体の展示会のあり方をめぐって当初から意見のずれがあった。その後、芸術監督とホウ・ハンルウ氏（キュレーター）の意見対立を契機に、ホウ氏は、キュレーターを辞めコンサルタントへ転向した。（2018年9月30日） ・4月11日に、不自由展の出展作品についてはキュレーターチームは関与せず、芸術監督と不自由展実行委員会で担当することになる。また、不自由展には担当キュレーターがつかず、実務を担うアシスタントキュレーターのみがつくことになり、芸術監督が直接、不自由展実行委員会と準備のやりとりをすることになった。また、芸術監督は、一部の作家とも直接、準備のやりとりを行うことになった。 ・不自由展実行委員会が執筆したキャプションパネルに掲出する解説テキストを翻訳する事務手続きや、パネルにする造作の手続きは、アシスタントキュレーターが行った。（6月下旬） 	

「1つのテーマ性に強くこだわり、その作品を集める」というドクメンタ型の国際芸術祭をやりたいという強い思いから、2018年3月にキュレーターにテーマに合う作家をプレゼンしてもらい、その採用可否を芸術監督が判断するやり方をキュレーターチームに提案し、すべてのキュレーターと合意した。ハンルウ氏はその合意を覆すことを2018年夏に突然言い出し、ほかのキュレーターにも自身のやり方を踏襲することを求めたが、それに追従するキュレーターはいなかったため、進め方について意見が合わず、彼からキュレーター辞任を言い出したということが事実である。

24. [本編 p 48 検証ポイント 25 わかったこと 6 段落目] 「その後、6月12日に、テスト映写用 DVD が愛知県美術館学芸員に、さらに実写用映像がオンラインで送られ、7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかった（会長は8月4日に問題とされた映像の一部を初めて確認した）。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
25 大浦氏の「遠近を抱えて」は当初は版画4点のみの出展予定だったが、どのような経緯で映像の新作の出品が決まったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦氏の「遠近を抱えて」は、もともと14点組の版画作品である。2015年の「表現の不自由展」ではその中心的作品として、版画1点が出品された。 ・今回の不自由展では、かつて富山県立近代美術館（現：富山県美術館）の所蔵で「86富山の美術」に出品され、その後売却された4点を出品する予定だったが、スペースが狭いことから、前期、後期で2点ずつ展示される予定だった。 ・5月8日、ミーティングにて、不自由展実行委員会から、大浦氏が新作映像もセットで出品したいとの意向が示された。 ・その後、不自由展実行委員会の小倉氏が、新作映像は「検閲」というコンセプトに合わないとの意見を大浦氏に伝えたところ、大浦氏は、検閲された作品としてではなく、芸術作品として鑑賞してほしいという考えを示し、いったん出品の辞退を申し出た。（5月21日） ・5月24日、芸術監督はDVDを入手。5月27日、芸術監督が大浦氏、不自由展実行委員会と会い、版画とセットの関連資料という位置づけで、最終的に出品することに合意した。 ・その後、6月12日に、テスト映写用DVDが愛知県美術館学芸員に、さらに実写用映像がオンラインで送られ、7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかった（会長は8月4日に問題とされた映像の一部を初めて確認した）。 	

前項のように《遠近を抱えてPart2》は、出品作である《遠近を抱えて》の関連資料という位置付け。その位置付けであるがゆえに、愛知県美術館学芸員（アシスタントキュレーター）から事務局、会長への連絡が行われなかったと予想される。繰り返すが、本作品を事務局や会長に隠して展示しようとした意図はない。本気で隠そうとするならば6月12日の時点で愛知県美術館学芸員に映像を見せることは「リスク」になるため、別のやり方を採っただろう。

25. [本編 p 50 検証ポイント 29 備考]「専門のキュレーターのみたてによると、極めて難易度の高い企画であり、質の高い企画をするには、今回の4～5倍の予算、5倍の面積を要したはずとのこと。」について

29 なぜ作品数に比べて少額の予算、狭い面積の会場しか充てられなかったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展の予算（420万円）は総事業費の0.3%。面積も0.83%にすぎない。 ・また、予算も全額が企業からの協賛金でまかなえる。 ・この背景には、準備の遅れによる予算確保の遅れや、展覧会自体を1つの作品と扱っていたこと等の事情があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門のキュレーターのみたてによると、極めて難易度の高い企画であり、質の高い企画をするには、今回の4～5倍の予算、5倍の面積を要したはずとのこと。
--	--	---

当該キュレーターがその理想とする展示をするためにはそのくらいの予算、面積が必要だと言っているだけであり、何ら客観性がない。

そもそも今回の企画 420 万円の 4 倍の予算をかけた場合は 1680 万円。5 倍であれば 2100 万円。1 つの企画で最も大きな予算がかけられたウーゴ・ロンディノーネでも 1500 万円であり、それを上回ることになり非現実的。

26. [本編 p 52 検証ポイント 31 わかったこと 2 段落目]「詳細については、

作家がそれぞれ用意するウェブサイトリンクを貼ることが多い。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
31 芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展実行委員会の希望により、同会側の不安を解消するため、以下の内容の覚書を、芸術監督と不自由展実行委員会の間で交わした。 <ol style="list-style-type: none"> ① あいちトリエンナーレ実行委員会から支払いが行われるまでの間、不自由展実行委員会は、芸術監督に必要経費の立て替えを請求できる。 ② 不自由展実行委員会が作家から提訴されたときは、紛争解決に要した経費を芸術監督が負担する。 ・あいちトリエンナーレ実行委員会のウェブサイトは、簡易な作家・作品紹介を用意する仕組みとなっている。そこで、詳細については、作家がそれぞれ用意するウェブサイトリンクを貼ることが多い。しかし本件では、芸術監督が経営する会社が不自由展実行委員会のウェブサイトを作成し、当初はあいちトリエンナーレの公式ウェブサイトリンクが貼られていた。現在のアドレスは (https://censorship.social/)。これは、参加作家の名前がHP上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。 ・以上の事はいずれも不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算不足を解消し、不自由展を何とか実現したかったという芸術監督の熱意は理解できる。 ・しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会は、不自由展実行委員会と業務委託契約を締結する関係にある。その中で、芸術監督が自費とはいえ相手方の費用を負担することは、あってはならない行為である。なお、事務局も、それを知らずから黙認していたことも問題である。 ・但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。

多くはなく、特別に希望のあった作家のみ対応していた。あいちトリエンナーレのウェブサイトを担当する制作会社は例外的対応になるため嫌がっていた。

27. [本編 p 52 検証ポイント 31 わかったこと 2 段落目] 「これは、参加作家の名前が HP 上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
31 芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展実行委員会の希望により、同会側の不安を解消するため、以下の内容の覚書を、芸術監督と不自由展実行委員会の間で交わした。 <ol style="list-style-type: none"> ① あいちトリエンナーレ実行委員会から支払いが行われるまでの間、不自由展実行委員会は、芸術監督に必要経費の立て替えを請求できる。 ② 不自由展実行委員会が作家から提訴されたときは、紛争解決に要した経費を芸術監督が負担する。 ・あいちトリエンナーレ実行委員会のウェブサイトは、簡易な作家・作品紹介を用意する仕組みとなっている。そこで、詳細については、作家がそれぞれ用意するウェブサイトリンクを貼ることが多い。しかし本件では、芸術監督が経営する会社が不自由展実行委員会のウェブサイトを作成し、当初はあいちトリエンナーレの公式ウェブサイトリンクが貼られていた。現在のアドレスは (https://censorship.social/)。これは、参加作家の名前がHP上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。 ・以上の事はいずれも不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算不足を解消し、不自由展を何とか実現したかったという芸術監督の熱意は理解できる。 ・しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会は、不自由展実行委員会と業務委託契約を締結する関係にある。その中で、芸術監督が自費とはいえ相手方の費用を負担することは、あってはならない行為である。なお、事務局も、それを知らずから黙認していたことも問題である。 ・但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。

加えて、セキュリティ的な観点からネット炎上を避けたい事務局からの希望（具体的な作家や作品を記載することは避けたいという要望があった）に応えたものでもある。また、そもそも外部に出す広報用テキストは弊社スタッフが編集・校閲している。

28. [本編 p 52 検証ポイント 31 備考 2 段落目]「あつてはならない行為である。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
31 芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展実行委員会の希望により、同会側の不安を解消するため、以下の内容の覚書を、芸術監督と不自由展実行委員会の間で交わした。 <ol style="list-style-type: none"> ① あいちトリエンナーレ実行委員会から支払いが行われるまでの間、不自由展実行委員会は、芸術監督に必要経費の立て替えを請求できる。 ② 不自由展実行委員会が作家から提訴されたときは、紛争解決に要した経費を芸術監督が負担する。 ・あいちトリエンナーレ実行委員会のウェブサイトは、簡易な作家・作品紹介を用意する仕組みとなっている。そこで、詳細については、作家がそれぞれ用意するウェブサイトへのリンクを貼ることが多い。しかし本件では、芸術監督が経営する会社が不自由展実行委員会のウェブサイトを作成し、当初はあいちトリエンナーレの公式ウェブサイトへのリンクが貼られていた。現在のアドレスは (https://censorship.social/)。これは、参加作家の名前がHP上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。 ・以上の事はいずれも不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算不足を解消し、不自由展を何とか実現したかったという芸術監督の熱意は理解できる。 ・しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会は、不自由展実行委員会と業務委託契約を締結する関係にある。その中で、芸術監督が自費とはいえ相手方の費用を負担することは、あつてはならない行為である。なお、事務局も、それを知らなから黙認していたことも問題である。 ・但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。

あつてはならないとする理由が不明である。個人協賛を芸術監督がしてはいけない理由はなく、何が問題になるのか示されていない。

前述の通り、今回政治・社会的なテーマの作品を出展希望したほかの参加作家に対しても一様に機会やリサーチャーの紹介、資金繰りやノート PC やプロジェクターなど機材の貸与を行ってきた。その過程をキュレーター陣は皆把握している。そのように考えるキュレーターはいないと思われる。

また、複数の作家の作品をトリエンナーレ準備中に個人的に購入しており、制作や滞在費補助とした例もある。

キュレーターたちからは、作家のプランの予算が足りないことが何度も告げられ、それに応答するため 6000 万円以上の企業・個人協賛を集めてきている。それを繰り返していたにも関わらず、事務局やキュレーターからは何も問題であるとは言われなかった。

29. [本編 p 52 検証ポイント 31 備考 3 段落目]「但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>31 芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不自由展実行委員会の希望により、同会側の不安を解消するため、以下の内容の覚書を、芸術監督と不自由展実行委員会の間で交わした。 <ul style="list-style-type: none"> ① あいちトリエンナーレ実行委員会から支払いが行われるまでの間、不自由展実行委員会は、芸術監督に必要経費の立て替えを請求できる。 ② 不自由展実行委員会が作家から提訴されたときは、紛争解決に要した経費を芸術監督が負担する。 ・あいちトリエンナーレ実行委員会のウェブサイトは、簡易な作家・作品紹介を用意する仕組みとなっている。そこで、詳細については、作家がそれぞれ用意するウェブサイトリンクを貼ることが多い。しかし本件では、芸術監督が経営する会社が不自由展実行委員会のウェブサイトを作成し、当初はあいちトリエンナーレの公式ウェブサイトリンクが貼られていた。現在のアドレスは (https://censorship.social/)。これは、参加作家の名前がHP上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。 ・以上の事はいずれも不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算不足を解消し、不自由展を何とか実現したかったという芸術監督の熱意は理解できる。 ・しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会は、不自由展実行委員会と業務委託契約を締結する関係にある。その中で、芸術監督が自費とはいえ相手方の費用を負担することは、あってはならない行為である。なお、事務局も、それを知らずから黙認していたことも問題である。 ・但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。

体制に無理があったのではなく、クオリティを高めるための努力である。どうしても予算が足りず、当初プランをあきらめた事例もある。

ちなみに、輸送費の高騰などで当初の予算内に収められない例が頻発したため、トリエンナーレ全体の参加作家数を減らす提案も何度か行ったが拒否されていた。

30. [本編 p 59 検証ポイント 38 わかったこと (1) ①] 「不自由展実行委員会のかたくなな姿勢は早くからわかっていたにもかかわらず、自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えるとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いたこと。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>38 「芸術監督の業務内容等について」という文書（第1回委員会資料参照）によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行ったといえる。</p> <p>(1) 本来業務に関する判断、あるいは組織運営上の問題点</p> <p>① 不自由展実行委員会のかたくなな姿勢は早くからわかっていてもかかわらず、自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えたとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いたこと。</p> <p>② 不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また「芸術の名を借りた政治プロパガンダ」と批判される展示をみとめてしまったこと。</p> <p>③ (①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。</p> <p>④ 展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。</p>	

一旦出展を依頼した以上、なるべくその意に添った作品展示ができるようにすることは芸術監督としては当然のことであり、「通常ではあり得ない判断と譲歩を続けた」とされる理由が不明である。

この記述は、不自由展の展示内容、展示方法に問題があり、従って、展示を妨害する側に理があることを前提とするものであって適切ではない。

また、不自由展の企画を途中で中止できなかった大きな理由として、そもそも県民文化部長とトリエンナーレ推進室長から「一度発表した作家を取り下げることが前例がない」と止められた事実があり、個人の独断専行でないことは指摘しておきたい。

31. [本編 p 59 検証ポイント 38 わかったこと (1) ②]「不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また「芸術の名を借りた政治プロパガンダ」と批判される展示をみとめてしまったこと。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>38 「芸術監督の業務内容等について」という文書（第1回委員会資料参照）によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行ったといえる。</p> <p>(1) 本来業務に関する判断、あるいは組織運営上の問題点</p> <p>① 不自由展実行委員会のかたくなな姿勢は早くからわかっていてもかかわらず、自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えたとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いたこと。</p> <p>② 不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また「芸術の名を借りた政治プロパガンダ」と批判される展示をみとめてしまったこと。</p> <p>③ (①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。</p> <p>④ 展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。</p>	

「芸術の名を借りた政治的プロパガンダ」というのは、不自由展を妨害する側の勝手な見解である。したがって、左記指摘は、自分の意に添わない展示を妨害することに躊躇しない人々に批判される危険がある展示をしてしまったこと自体が問題だとするものであって、今後禍根を残すものであって適切ではない。

そもそもプロパガンダは広辞苑第七版では「宣伝。特に、主義・思想の宣伝」、大辞林では「特定の考えを押しつけるための宣伝。特に、政治的意図をもつ宣伝」と定義されている。不自由展作成のパネルは、作品の解説と展示撤去に至った経緯のみが書かれており、作品に対する賛否は述べられておらず(それはこの企画を実現するにあたり、事務局と合意した事項でもある)。主義・思想の宣伝には当たらない。そもそも順路に組み込んで強制的に見せているものではなくゾーニングもしているものを「特定の考えを押しつけるための宣伝」とすることに無理がある。この展示を「プロパガンダ」とする批判そのものが不適切であることに言及すべきである。

32. [本編 p 59 検証ポイント 38 わかったこと (1) ③及び④]「③ (①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。④展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。」について

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>38 「芸術監督の業務内容等について」という文書（第1回委員会資料参照）によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行ったといえる。</p> <p>(1) 本来業務に関する判断、あるいは組織運営上の問題点</p> <p>① 不自由展実行委員会のかたくなな姿勢は早くからわかっていたにもかかわらず、自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えたとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いたこと。</p> <p>② 不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また「芸術の名を借りた政治プロパガンダ」と批判される展示をみとめてしまったこと。</p> <p>③ (①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。</p> <p>④ 展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。</p>	

今回のような妨害を受けたこととの因果関係が不明である。

33. [本編 p 60 検証ポイント 38 わかったこと (2) ⑦]「芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像が SNS 上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議をある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず早くからその危険性を事務局や会長に警告しなかったこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像の SNS 拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し「作家発ならよい」と回答してしまい、結果として他の2作家の追随を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまったこと」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(次頁へ)	<p>⑤大型作品の搬入や海外からの作品搬入に伴うスペース不足やコスト増をあらかじめ想定できず、予算の不足を招き、また予定していた協賛金の手当てができなかったこと。</p> <p>⑥芸術監督という多忙な職務にあるにもかかわらず、不自由展にアシスタント・キュレーターをつけずに自ら一部作家との交渉や不自由展の実行委員会との準備に多大な時間を費やしたこと。</p> <p>(2) 背信とのそしりを免れない行為</p> <p>⑦芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像がSNS上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議がある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず早くからその危険性を事務局や会長に警告しなかったこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像のSNS拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し「作家発ならよい」と回答してしまい、結果として他の2作家の追随を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまったこと</p> <p>⑧本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本</p>	

展示作品について激しい抗議が来ることを予測しており、その旨を告げていたからこそ、電話回線を増やす、警察に協力を要請するなりしていたのであり、この指摘は現実と合致していない。なお、不自由展の中止に至るまでの抗議や脅迫については、ほぼ平和の少女像を展示したことに関するものであり、その作品の写真については既に広く知られているものであったから、写真映像が SNS 上で拡散されたことが、今回の電凸や脅迫の原因になったとは考えがたい。

34. [本編 p 60-61 検証ポイント 38 わかったこと (2) ⑧] 「本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせる行為である。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(次頁へ)	<p>⑤大型作品の搬入や海外からの作品搬入に伴うスペース不足やコスト増をあらかじめ想定できず、予算の不足を招き、また予定していた協賛金の手当てができなかったこと。</p> <p>⑥芸術監督という多忙な職務にあるにもかかわらず、不自由展にアシスタント・キュレーターをつけずに自ら一部作家との交渉や不自由展の実行委員会との準備に多大な時間を費やしたこと。</p> <p>(2) 背信とのそしりを免れない行為</p> <p>⑦芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像がSNS上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議がある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず早くからその危険性を事務局や会長に警告しなかったこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像のSNS拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し「作家発ならよい」と回答してしまい、結果として他の2作家の追隨を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまったこと</p> <p>⑧本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本</p>	

検証ポイント	わかったこと	備考
(次頁へ)	<p>来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせる行為である。</p> <p>⑨大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に一切伝えないうまま展示会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務の重大な違反」あるいは「悪意ある不作為」とのそしりすら免れえない）。</p> <p>(3) ジャーナリストとしての個人的野心を芸術監督としての責務より優先させた可能性</p> <p>⑩2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が公的機関に期待する役割から逸脱したものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられないと思われぬ。また、このことはプロのジャーナリストとし</p>	

作業の遅い出展者に芸術監督が協力することが「公私混同」だとし、出品者の公平な扱いの原則に逸脱するとするのは、明らかにおかしい。更に言えば、これらの点は、今回、不自由展を潰そうとした人々による電凸や脅迫と何らの関係もない。

35. [本編 p 61 検証ポイント 38 わかったこと (2) ⑨]「大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスク

を事務局やキュレーターチーム、会長に一切伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務の重大な違反」あるいは「悪意ある不作為」とのそしりすら免れえない。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(次頁へ)	<p>来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせる行為である。</p> <p>⑨大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に一切伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務の重大な違反」あるいは「悪意ある不作為」とのそしりすら免れえない）。</p> <p>(3) ジャーナリストとしての個人的野心を芸術監督としての責務より優先させた可能性</p> <p>⑩2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が公的機関に期待する役割から逸脱したものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられるとは思われない。また、このことはプロのジャーナリストとし</p>	

大浦氏の新作映像については、独立した作品とは考えておらず、出展を予定していた大浦氏の版画作品に附属する資料だと認識していた。なお、芸術監督として、大浦氏の新作映像が特に混乱をもたらすものとは考えていなかった。実際、当初の攻撃は、平和の少女像についてなされていたのであって、その判断自体は間違っていなかった。また、不自由展においてどのような作品が出品されるかは、あいちトリエンナーレ実行委員会ないしその会長である大村知事に詳細に報告する義務はなかったとされている。

36. [本編 p 61 検証ポイント 38 わかったこと (3) ⑩] 「2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が公的機関に期待する役割から逸脱したものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられるとは思われない。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
(次頁へ)	<p>来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせる行為である。</p> <p>⑨大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に一切伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務の重大な違反」あるいは「悪意ある不作為」とのそしりすら免れえない）。</p> <p>(3) ジャーナリストとしての個人的野心を芸術監督としての責務より優先させた可能性</p> <p>⑩2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が公的機関に期待する役割から逸脱したものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられないとは思われない。また、このことはプロのジャーナリストとし</p>	

あいちトリエンナーレ 2019 の基本コンセプトを「情の時代」とし、その中で政治的なメッセージ性の強い作品の展示を躊躇しない旨宣言していること、並びに、あいちトリエンナーレ自体公立の美術館を中心に展示がなされることを予定していることを考えれば、このような指摘がなされること自体理解困難である。そもそもそのような役割を期待されて、監督選出会議でジャーナリストである自分が選出されたと理解している。

37. [本編 p 62 検証ポイント 38 わかったこと (3) ⑩]「芸術監督は無理に無理を重ね、キュレーターチームや事務局からの懸念を振り切り、愛知県美術館での展示を強行した。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
	<p>て当然、想定し得たはずだが、それにもかかわらず、芸術監督は無理に無理を重ね、キュレーターチームや事務局からの懸念を振り切り、愛知県美術館での展示を強行した。このことはジャーナリストとしてはもしかすると長い目で見た時にひとつの業績になりえるかもしれない。しかし、税金でまかなわれる県の施設を使用する芸術監督に求められるべき当然の分別、あるいはINTEGRITY（高潔さ）を著しく欠いた行為であり、違法ではないが到底、県民の理解はえられない。</p> <p>⑪2019年4月には芸術監督の地位にあるにもかかわらずインターネットの番組内で今上天皇に関し「2代前だから燃やしてもよい」と受け取られても仕方がない発言を行い、その映像が広く流布された。この発言は後の大浦氏の新作映像の出品をあらかじめ知ったうえでしたのではないとの弁明があったものの芸術監督としては軽率かつ不適切であり、のちにSNS上で同作品の映像が流された際に想定以上の激しい抗議を誘発する一つの原因ともなった。</p>	

まったく事実と異なる。「強行」した事実はない。事務局や知事から相談や呼び出しを受けた場合は常にそれに応じ、必要があればその内容を不自由展実行委に伝え、両者の調整役として積極的にコミュニケーションをとってきた。キュレーターチームや事務局から懸念が伝えられたときには、その懸念を取り除くために動き、対案も出した。それを繰り返したからこそ、企画が実現できたのである。この企画の実施にあたり、「懸念があっても芸術監督の権限でこれを強行します」というような形で進めた事実はなく、すべて話し合い・合意の下進めたものであり、強く訂正を求める。訂正に応じられない場合は法的措置も考える。

38. [本編 p 62 検証ポイント 38 わかったこと (3) ⑩]「ジャーナリストとしてはもしかすると長い目で見た時にひとつの業績になりえるかもしれない。しかし、税金でまかなわれる県の施設を使用する芸術監督に求められるべき当然の分別、あるいは INTEGRITY（高潔さ）を著しく欠いた行為であり、違法ではないが到底、県民の理解はえられない。」

検証ポイント	わかったこと	備考
	<p>て当然、想定し得たはずだが、それにもかかわらず、芸術監督は無理に無理を重ね、キュレーターチームや事務局からの懸念を振り切り、愛知県美術館での展示を強行した。このことはジャーナリストとしてはもしかすると長い目を見た時にひとつの業績になりえるかもしれない。しかし、税金でまかなわれる県の施設を使用する芸術監督に求められるべき当然の分別、あるいはINTEGRITY（高潔さ）を著しく欠いた行為であり、違法ではないが到底、県民の理解はえられない。</p> <p>①2019年4月には芸術監督の地位にあるにもかかわらずインターネットの番組内で今上天皇に関し「2代前だから燃やしてもよい」と受け取られても仕方がない発言を行い、その映像が広く流布された。この発言は後の大浦氏の新作映像の出品をあらかじめ知ったうえでしたものではないとの弁明があったものの芸術監督としては軽率かつ不適切であり、のちにSNS上で同作品の映像が流された際に想定以上の激しい抗議を誘発する一つの原因ともなった。</p>	

不自由展のようなものを公立美術館で行うことの意義というのは、芸術監督のジャーナリストとしての業績云々という問題ではなく、国や地方自治体が主催ないし支援する芸術祭等でも政治的メッセージ性の強い展示がなされるという、現代アートに関する芸術祭の世界水準に近づけることができるという点で意味があったのである。それを、芸術監督個人の「ジャーナリストとしての野心」に矮小化するのは、不適切と言わざるを得ない。

もし、個人的野心を優先させるのであれば、不自由展を実施することを選んだ。既に3月27日の発表（ジェンダー平等方針）によって、大きく話題を集めており、前売りチケットも前回の2倍程度売れていたもので、「炎上マーケティング」をする必要もない。

前述のとおり、「表現の不自由展・その後」自体が、同実行委員会による一つの展覧会内展覧会作品である以上、担当キュレーターを指名して当該キュレーターに主導させることは困難であったし、作家である不自由展実行委員会の尊厳を踏みにじるものである以上、芸術監督として彼らの意思を最大限尊重する必要があった。それは不自由展だけでなく、すべての作家に対して作家の意思を尊重するという方針を貫いた結果である。それは決して個人的野心ではなく、自分なりの職責の取り方である。

また日本においてジャーナリストとしては一定以上名が知られており、この一企画を実現したところで業績が著しく良くなることなどありえない。

39. [本編 p 63 検証ポイント 39 わかったこと 5, 6 段落目]「先述の会長を知事が兼務する体制の問題に加え、事務局長を芸術文化センター長が兼務し、事務局を県庁のトリエンナーレ推進室が兼務する体制は、責任の所在がトリ

エンナーレ実行委員会と県庁のどちらにあるかを曖昧にする弊害があり、根本的に見直す必要がある。海外の芸術祭の多くは、常設の財団や企業を有しており、愛知県の場合もこれまでの実績を糧に、今後はそのための、もしくは公益財団法人愛知県文化振興事業団主体の運営に変えていくことを検討する余地がある。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>39 今回の事案が発生したそもその原因として、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織運営体制やガバナンスに構造的な課題があったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金を提供する県の代表者と資金を受け取り推進する側の代表者はともに知事である。また、会場を貸す県の代表者と借りる側の実行委員会の代表者ともに知事である。 ・各階の会場を貸す権限が美術館長、芸術文化センター長、知事のどこにあるのか規定上わかりにくい。 ・実行委員会事務局次長であるトリエンナーレ推進室長の上司は文化部長であるが、実行委員会事務局長は、ラインと無関係の芸術文化センター長となっている。 ・美術館長が実行委員会の参与となっているが、県の職員かプロのキュレーターとして入っているのか曖昧である。 ・先述の会長を知事が兼務する体制の問題に加え、事務局長を芸術文化センター長が兼務し、事務局を県庁のトリエンナーレ推進室が兼務する体制は、責任の所在がトリエンナーレ実行委員会と県庁のどちらにあるかを曖昧にする弊害があり、根本的に見直す必要がある。 ・海外の芸術祭の多くは、常設の財団や企業を有しており、愛知県の場合もこれまでの実績を糧に、今後はそのための、もしくは公益財団法人愛知県文化振興事業団主体の運営に変えていくことを検討する余地がある。 	

これらは、報告書作成者の意見であるから、「わかったこと」欄ではなく、「備考」欄に記載するのが望ましい。

40. [本編 p 64 検証ポイント 40 わかったこと 2, 3 段落目] 「今後は、例えば芸術監督を指名する際にあわせて会長直轄のアドバイザーを任命し、適宜相談と助言を行う体制をとることが考えられる。あるいは、チーフ・キュレーターにより大きな対抗的権限を与えること等も考えられる。現実には、芸術監督選考委員会が指名の際、あるいは直後に、個々の芸術監督の専門領域、個性や仕事のスタイルによってその体制を提案すべきと思われる。」について

検証ポイント	わかったこと	備考
40 芸術監督に全権を与えず ぎではないか。その判断を 補佐し、あるいはチェック する仕組みが必要ではない か。また、芸術監督選出の プロセスを見直すべきでは ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督を管理監督するのは会長となるが、多くの場合、会長はアートに関する専門知識をもたないため、関与には限界がある。また、自由裁量に委ねるべきでもある。また、会長は政治家であり、検閲にあたるリスクを常に意識する必要があるため、チェック機能に限界がある。 ・今後は、例えば芸術監督を指名する際にあわせて会長直轄のアドバイザーを任命し、適宜相談と助言を行う体制をとることが考えられる。あるいは、チーフ・キュレーターにより大きな対抗的権限を与えること等も考えられる。 ・現実には、芸術監督選考委員会が指名の際、あるいは直後に、個々の芸術監督の専門領域、個性や仕事のスタイルによってその体制を提案すべきと思われる。 	

これらは、報告書作成者の意見であるから、「わかったこと」欄ではなく、「備考」欄に記載するのが望ましい。

41. [本編 p 90 まとめ 10 2 段落目] 「不自由展実行委員会との交渉開始が遅く」について

10. 展示された23作品の過半が実は2015年の「不自由展」に出されなかったものだった。それにも関わらず芸術監督は不自由展実行委員会に「展覧会内展覧会」の形式で展覧会の開催を業務委託したが、他の方式を事前に検討しなかった。

- ー不自由展の実行委員会は、写真撮影の禁止と少女像をパネル展示に代える等の提案を早くから拒絶。その段階から芸術監督は混乱を回避するため企画を断念、あるいはキュレーターチームの協力を得て他の方法での実施を検討すべきだった。
- ー芸術監督は、例えば担当のキュレーターを指名し、作家と個別に交渉し、自ら展覧会を作り上げる等の正攻法をとりえた。しかし不自由展実行委員会との交渉開始が遅く、時間が無くなった上にどうしてもやりたいという熱意のもとで通常ではありえない妥協を重ね不自由展実行委員会への業務委託方式にこだわった。その結果、当然の結果として大きな混乱を招き、実施団体や県庁のみならず、作家や愛知県美術館や協賛企業等、幅広い関係者等に多大な損害を与えた。

交渉開始が遅れたのは、キュレーター会議で正式な承認が降りなかったからである。各担当作家への関心が強いことはやむを得ないが、担当外の作家提案に対して十分な主張力を持ち続け議論することは難しく、芸術監督の提案作家は議論の後回しとなることが多々あった(実際に自分が提案した作家の多くは会期直前になってから決まっている)。これも芸術監督が「独断専行」せず、キュレーターの提案を尊重していたことの証である。2018年5月の段階で自分から提案しており、この時点でキュレーターたちがみな賛成すれば、時間的にも十分な準備を経て進められた。「独断専行」ではなく、キ

キュレーターたちとの合意を得る民主的なやり方にこだわったがゆえに遅くなったというのが事実だ。

42. [本編 p 90 まとめ 10 2 段落目] 「通常ではありえない妥協を重ね不自由展実行委員会への業務委託方式にこだわった。」について

10. 展示された23作品の過半が実は2015年の「不自由展」に出されなかったものだった。それにも関わらず芸術監督は不自由展実行委員会に「展覧会内展覧会」の形式で展覧会の開催を業務委託したが、他の方式を事前に検討しなかった。

－不自由展の実行委員会は、写真撮影の禁止と少女像をパネル展示に代える等の提案を早くから拒絶。その段階から芸術監督は混乱を回避するため企画を断念、あるいはキュレーターチームの協力を得て他の方法での実施を検討すべきだった。

－芸術監督は、例えば担当のキュレーターを指名し、作家と個別に交渉し、自ら展覧会を作り上げる等の正攻法をとりえた。しかし不自由展実行委員会との交渉開始が遅く、時間が無くなった上にどうしてもやりたいという熱意のもとで通常ではありえない妥協を重ね不自由展実行委員会への業務委託方式にこだわった。その結果、当然の結果として大きな混乱を招き、実施団体や県庁のみならず、作家や愛知県美術館や協賛企業等、幅広い関係者等に多大な損害を与えた。

「すべての参加作家の意思を最大限尊重する」というトリエンナーレの基本方針によるものである。これはキュレーターとも合意した事項である。

43. [本編 p 92 まとめ 11 (3) 2 段落目] 「芸術監督はジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。キュレーターは部下でしかなく、アート面で同等の立場で助言し、あるいは牽制する仕組みがなかった。」について

(3) 芸術監督には多大な権限が与えられ、判断ミスや錯誤を抑止する仕組みが用意されていなかった。一方で報酬は極めて低く、人事裁量権に乏しく、協賛金集めのための経費すら自己負担を強い状況にあった。

－芸術監督の選定委員会（2017年6月）において「キュレーション経験のない芸術監督をバックアップする体制が必要」と言われていたにもかかわらず、体制不備のまま準備が始まった。

－芸術監督はジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。キュレーターは部下でしかなく、アート面で同等の立場で助言し、あるいは牽制する仕組みがなかった。

アートの専門家ではなくとも、2017年以降、海外と国内の主要な芸術祭にすべて足を運んで取材し、芸術祭がどのように運営されているか、その位置付けはどうなっているのか綿密にリサーチしている（昨年の大地の芸術祭は開幕から2週間、北川フラムディレクターに付き現場運営を学んだ）。

自分にとってキュレーターやアシスタントキュレーターは「部下」という位置付けではなく、「同等の立場で助言」し合っていたからこそ、今回（不自由展の騒動とは別に）「内容面で国内でも屈指」という評価を専門家たち

から得られているのである。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ049195960Q9A830C1BC8000/>

https://www.huffingtonpost.jp/entry/naoya-fujita_jp_5d54fe1fe4b0eb875f1f743e

http://realkyoto.jp/review/aichitriennale2019_fukunaga/

http://realkyoto.jp/review/aichitriennale2019toyota_fukunaga/

http://realkyoto.jp/review/aichitriennale2019toyota_fukunaga/

http://realkyoto.jp/review/ho-tzu-nyen_ozaki/

<https://www.gentosha.jp/article/13766/>

<https://www.gentosha.jp/article/13770/>

https://www.cinra.net/report/201909-aichitriennale_myhrt

<https://news.yahoo.co.jp/byline/taketosekiguchi/20191016-00147019/>

https://artscape.jp/report/review/10156803_1735.html

<https://www.excite.co.jp/news/article/E1571453836898/>

<https://www.excite.co.jp/news/article/E1571533840487/>

<https://www.facebook.com/mizuki.endo.90/posts/2385662938166018>

<https://www.facebook.com/mizuki.endo.90/posts/2385689161496729>

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/10/-92019-sns.php>

<https://note.mu/segawashin/n/nd000935e7c61>

https://www.huffingtonpost.jp/entry/art-toyota_jp_5d9af437e4b03b475f9c1dda

中間報告の書かれ方では、かなり自分が独断専行して進めたように見えるが、「キュレーター全員」が反対したアイデアを自分の裁量で強行した事例は一件もない。あくまで、キュレーター間で賛否が割れたときに自分がどちらかの側について判断をする。このやり方で進めた。すべては民主的な手続きによって進められている。

「アートの素人が独断専行した芸術祭」であるならば、このような高い内容面での評価は得られなかったはずだ。この点についても自分の名誉に関わることであるので、強く訂正を求める。

検証委員会による中間報告を一読し、一キュレーターとして大きな違和感を持ちました。一言でいえば、それは「現代美術におけるキュレーションの無理解」です。

「通常のキュレーションであれば」、「正攻法をとるならば」、「もし専門家だったならば」という仮定がことごとく的外れであると言わざるを得ません。

「表現の不自由展・その後」は、チャレンジングな企画であり、全く新しいキュレーションの方法論を試行せずして、実現することはできません。それが「実現できた」という点を最大限評価するならまだしも、実現できたにも関わらずその瑕疵を指摘し、その後発生した諸問題の原因をキュレーションに帰結させるというのは、論理的な無理が生じています。

展覧会は、アーカイブ的なアプローチであると同時に現在時における企画展でもありました。左派的なものもあれば、そうでないものもありました。美術史的に重要な作品もあれば、ささやかな一個人の表現もありました。

つまり、イデオロギーに収まらない多様性が「誰の意図にも収斂せずに」存在していた。鑑賞者の政治意識や倫理をいい意味で分裂させ、反省させしめるような多義性があった。日本のアートシーンが見過ごしてきたもの、等閑視してきたものを批判的に検討する空間が生成していた。このような状況をして、私は一段上の、クオリティの高いキュレーションが実現されたと捉えています。津田氏のキュレーションを「素人仕事」、「クオリティが低い」とする意見は、現代美術が現在おかれているアクチュアルな状況が見えていない、呑気な言葉であると私には思えます。

キュレーターがその強いコンセプトによって全体をコントロールするというロールモデルが成立するのは、せいぜい過去 30-40 年程度のもので、過去を扱う美術館的なキュレーションに比して、現代美術のキュレーションは、その基盤が脆弱である。であるがゆえに不断の技術的更新を必要とするものです。とりわけ、現代美術の価値が根源的に問われている今、キュレーションはそれに応える実験精神を發揮しなければならない。そういった意味で、中間報告の指摘は、未来のキュレーターに対して表現の萎縮を生じさせるものだとも言えます。

遠藤水城（キュレーター、ビンコム現代芸術センター芸術監督）

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会による 2019 年 9 月 25 日付・中間報告を拝見いたしました。私はあいちトリエンナーレに直に関わる者ではなく、同トリエンナーレと津田大介芸術監督とのあいだの組織上の関係の妥当性について判断できる立場にありませんが、同中間報告で同氏が手がけた「表現の不自由 その後」について、ジャーナリストとしての個人的な関心を優先するあまり、税金でまかなわれる施設を使用するに足る分別を欠いた展示になっているとの指摘があり、その点について一批評家として違和感を持ちましたので、ここに意見いたします。

第一に強調しておきたいのは、わが国で現在、「表現の自由」をめぐる起こりつつある問題を、個々の事例を通じて広く共有し、多様な議論を交わす機運を作り出すことは、今後、日本の文化・芸術が向かう行方を左右するほど大事な、喫緊の課題であり、決して個人的な関心に偏向したもので、芸術祭としての公益性を欠いたものでもない、ということです。問題の本当の所在は、にもかかわらず、こうした企画が美術館など具体的な表現を扱う公的な施設で開かれる機会がないまま、現在に至るまで推移して来てしまっていることにあり、国際的な文化・芸術の水準と照らしてみても、そちらのほうがはるかに異常なのはあきらかです。

私も会員として所属する国際美術評論家連盟・日本支部 (AICA JAPAN) では、このような事態に対応するため、2016 年にシンポジウム「美術と表現の自由」を開催いたしました (7 月 20 日、東京都美術館)。本シンポジウムは、ろくでなし子氏の作品をきっかけとする逮捕と身柄の拘束、それに続く一連の裁判、愛知県美術館に展示された鷹野隆大氏の展示に対する愛知県警察からの撤去指導、東京都現代美術館での会田家の展示への改変要請をはじめ、表現の自由が問われる出来事が近年、立て続けに見られるようになったことを受けて企画されたもので、その発端を 1986 年、富山県立近代美術館で起きた大浦信行氏の作品へのあからさまな毀損にまでさかのぼって論ずるというものでした。

シンポジウムは、同連盟の主催する定例事業としては異例な盛況で迎えられ、想定を超える関心の高まりと、多くの人々が感じている共通の危惧を実感いたしました。が、同時に多くの課題を残しました。実際には、そこで論じられた案件は氷山の一角に過ぎず、類似した事例は報告だけでも増加の一途をたどっているからです。より公的な場で、さらに広く問題を共有し、議論を深める機会が必要なのは、誰の目にも明白でした。

今回、「表現の自由」をめぐる問題を扱う展示が、津田芸術監督の発案で、あいちトリエンナーレのような公的な場で実現されたことは、第一義的には高く評価されるべきことであって、そのことを置いて、展示の仕方やキュレーションについての部分的な瑕疵や不備を指摘することに終始してよいはずがありません。わが国が置かれた「表現の自由」をめぐる困難な現状を見据え、より大局的で公正な検証と判断を期待します。

2019 年 11 月 20 日

美術批評家 榎木 野衣

「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」に対する意見書

あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督 津田大介

「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」について、あいちトリエンナーレ芸術監督として補足的に述べることは下記のとおりです。

1. 公平性の問題

「表現の不自由展・その後」に関する調査報告書は、芸術監督に責任を負わせるという結論ありきなのではないかとの疑いを生じさせるものであった。実際、調査報告書では、芸術監督に対する非難に固執する部分が散見される。

2. 整理の不徹底

検証委員会の報告書は、基本的に、「検証ポイント」「わかったこと」「備考」の三要素からなっている。この場合、「わかったこと」欄には検証の結果判明した事実を記載し、これに関連する検証委員の意見は「備考」欄に記載するのが相当である。しかるに、検証委員の意見に過ぎないものが「わかったこと」欄に記載されている例が散見される。

3. 展示を不快に思う勢力が妨害行為をしたくなるような展示を自粛することの当然視

検証委員会の報告書は、キュレーションに問題があったとして、これに関与した芸術監督と不自由展実行委員会を非難するとともに、不自由展のキュレーションには事務局もキュレーターチームも関与していなかったとしてその非難が及ばないようにしている。

実際には、事務局のプロジェクト・マネージャーから指名を受けた愛知県美術館のアシスタント・キュレーターが一部とはいえ、不自由展のキュレーション業務をしているし、このアシスタント・キュレーターは、あいちトリエンナーレのキュレーターチームの会議や表現の不自由展実行委員会と芸術監督との会議にも出席している。したがって、不自由展のキュレーションには事務局もキュレーターチームも関与していなかったというのは真実から乖離している。

また、不自由展が妨害を受けたことの原因をキュレーションの問題とするのは、キュレーションさえ正しければ「表現の不自由展・その後」の展示を不快に思う勢力が妨害を行うことはなかったということを前提とするものであり、彼らが妨害工作をするまでもないキュレーションにように展示内容や展示方法に自主的に制約をかけることを当然視するものであって、今後行政が主催する芸術祭の展示企画に対する萎縮を招くという点で容認できるものではない。

4. 因果関係の軽視

検証委員会の報告書は、不自由展が一時中止に追い込まれた原因を探求することよりも、責任を芸術監督に負わせることに照準を合わせたものであった。

時間的経緯からいえば、あいちトリエンナーレ開幕直前に、「平和の少女像」が展示されることが報道された直後に、トリエンナーレ事務局に大量の抗議電話がなされて事務局の電話がパンク状態となり、また、放火を仄めかす脅迫 F A X にしても「平和の少女像」を茶化したものと思料される絵が描かれていたのである。このことから、妨害行為や脅迫行為を行った人々のほとんどは、トリエンナーレの展示、とりわけ不自由展の展示を実際に見ることもなく、「平和の少女像」が展示されているという報道ないし SNS で得た知識だけで、妨害行為や脅迫行為を行うに至っている。したがって、不自由展において、どのような作品をどのように展示することにしよう、あるいは、展示作品に関する解説をどのようにしようとも、同様の妨害・脅迫行為がなされた可能性が高い。

しかるに、報告書では、芸術監督の作為・不作為に関するあら探しをすることに終始している。報告書において芸術監督はこのようにするべきであったということを行い、または、このよ

うにするべきではなかったとされていることを行わなかった場合に、今回のような妨害ないし脅迫が避けられたとする合理的な根拠が見いだせない。

今回は、美術展における特定の作品について間違った情報がSNSや保守系メディアにおいて流布され、それが妨害・脅迫行為の原動力となったというケースであり、このような場合に誰がどのように対処をするべきであったかというのは、今後の美術展の運営にも役立つ現代的な課題である。しかるに、検証委員会は、芸術監督に責任を押しつけることに役立ちそうにない上記課題を検証しようとしなかった。

5. 予測の共有

不自由展自体が「過去に妨害行為等を受けて展示中止に追い込まれた作品を集めたもの」という性質を帯びていること、しかも展示作品の中に「平和の少女像」が含まれていることから、極右勢力による妨害行為がなされうことは、あいちトリエンナーレの実行委員長である大村知事も、トリエンナーレ事務局も、事前に共有していた。検証委員会の報告書では、ネット社会に詳しい芸術監督のみが係る危険を予測していたのに実行委員会や事務局に告知しなかったかのような記述があるが、明らかに間違っている。

展示を不快に思う勢力からの妨害に備えるのは、基本的には事務局の仕事であり、実際、事務局は、不自由展の実行委員らとともに、警察の指導を仰ぎながら、外部からの妨害に備える準備をしていた。事務局は警察や弁護士など専門家の助言を受け、抗議に対する準備をしていたが、一部の政治家やSNSが攻撃を煽るような発言を行ったことで想定を超える抗議や脅迫が殺到したが故に、不自由展が一時中止に追い込まれたのである。

本来であれば、外部からの抗議を煽った原因とともに、上記準備のどこに問題があったのかを検証すべきだったのであり、それは、極右勢力の不興を買うような作品を別の美術展で展示する際の教訓ともあり得べきものであった。しかし、検証委員会は、芸術監督に責任を負わせることに汲々としており、上記のような観点からの検証はなおざりとなった。

6. 調整行為に対する非難

あいちトリエンナーレに向けた準備をするにあたっては、予算及び会場の都合と出展作家の希望とのギャップを埋めるために、芸術監督は様々な調整作業を余儀なくされた。このことは、不自由展に限られない。その結果、多くの作家があいちトリエンナーレに質の高い作品を出展し、過去最大の来場者数を記録することとなった。

しかるに、検証委員会の報告書では、芸術監督のこれらの調整行為を口汚く非難するに至っている。出展作家の希望を容れて妥協したことと、展示を不快に思う勢力による妨害・脅迫行為との因果関係すら示せないまま、芸術監督による調整行為をこの報告書の中で非難するのは不適切である。

7. 法律用語の不適切な用法

検証委員会は芸術監督に責任を負わせることを至上命題としていたためか、法律用語をその本来の用法と異なる意味で用いる例が散見される。

たとえば、委任・準委任契約における「善管注意義務」とは、受任者が委任事務を処理するにあたって払うべき注意の程度を表した概念であり、具体的な委任事務の内容とは別に「善管注意義務」が生ずるわけではない。しかるに、報告書では、「大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務違反」との批判は免れえないであろう）。」との記載がある。芸術監督としての委任事務の中に、展示作品の詳細が変更となった場合にその旨並びにそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に直々に報告するというものが含まれていない以上、そのようにしなかったことが善管注意義務違反となるはずがない（大浦作品の新作映像を不自由展の中で上映することとした点は、事務局が指名したアシスタント・キュレーターに伝わっている。通常は、それをキュレーター、アシスタント・キュレーターないしはプロジェクトマネージャーから事務局経由で会長へ報告がなされるべきものであるが、あいちトリエンナーレ自体あるいは不自由展については展示内容について芸術監督自身が事務局

や会長、キュレーターチーム等に報告する義務を負っているという話は少なくとも芸術監督には一度も説明されておらず、実際にそのような報告義務が課される合理的な根拠もなかった)。

8. 責任の切り離し

検証委員会の報告書ではガバナンスの問題として愛知県美術館の館長が事前に危機やリスクを察知し、会場として貸さない、あるいは条件付きで貸す等の措置をとりえたが、慣行上あいちトリエンナーレにおいては館長の権限が事実上行使できなかつたと結論付けているが、事実と異なる。愛知県美術館館長は、同館で展示される内容について展示プランをチェックし、必要に応じてキュレーターチームに注文を付けることが可能だった。一例を示せば、同館 8F に展示されたタニア・ブルゲラの作品は当初「安全管理上問題がある」という理由で館内での展示が拒否された。その後館長の懸念を払拭するためのリサーチや展示プランの提示を行い、再交渉した結果展示が認められたという経緯がある。「表現の不自由展・その後」の企画についても事前に館長に共有し、チェックが入った上で館長から「展示自体は問題ない」と許可を得るプロセスを経ている。このことからわかるように「慣行上、あいちトリエンナーレにおいては館長の権限が事実上行使できなかつた」という事実はなく、芸術監督一人に責任を負わずために導き出された架空の「ガバナンス上の問題」である。

9. 県民からの理解

検証委員会の報告書には「県民からの理解が得られない」「県民や協賛企業からの信頼を失わせた」との記載が散見されるが、何ら根拠がない。なお、今回の騒動後に協賛を取り消した協賛企業は一つもなく、複数の協賛企業の担当者から「自分たちがこれによって降りることはないの、卑劣な脅迫や抗議に負けないでください」という趣旨の温かい言葉をかけていただいた。